

名張市火入れに関する条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

名張市火災予防条例の改正により、林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）が規定されたことに伴い、名張市火入れに関する条例について、林野火災注意報が発令された場合における規定を整備するため、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

火入れの中止の条件について、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合に加え、林野火災注意報が発令された場合を加えます。

(参考) 名張市火災予防条例における林野火災注意報・警報の運用について

(1) 林野火災注意報の発令指標

毎年1月から5月までの期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合

- ① 前3日間の合計雨量が1ミリメートル以下かつ、前30日間の合計雨量が30ミリメートル以下
- ② 前3日間の合計雨量が1ミリメートル以下かつ、乾燥注意報が発表
- ③ 市長が特に必要と認める場合

※当日に降雨が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではありません。

(2) 林野火災警報の発令指標

毎年1月から5月までの期間において、林野火災注意報の発令指標に該当する場合であって、強風注意報が発表されている場合又は市長が特に必要と認める場合

(3) 林野火災注意報等が発令された場合の規制について

火災発生防止のため、林野火災注意報発令時には次の制限の努力義務が課せられ、又は、林野火災警報発令時には次の制限の義務が課せられます。

- ① 山林、原野において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。 ※煙火とは花火のことを指します。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は揮発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しな

いこと。

- ⑤ 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸い殻を含みます。）、取灰又は火粉を始末すること。

3. 施行期日

公布の日から施行します。